

## 押印の見直しについて

### ●押印の見直しについての市の基本的な考え方

#### 【文書への押印の見直し方針における基本的な考え方】

市民等が市へ提出する文書の多くに押印欄があり、押印を求めることの趣旨については、以前から本人確認として求められているものでした。しかし、認印の押印による本人確認としての意味合いは小さく、国が発出した地方公共団体における押印見直しマニュアルにおいても同様に判断しています。

国においては、「どうしても残さなければならない手続（実印と印鑑証明による照合をする手続等）を除き、速やかに押印を見直す」という考え方の下、民間から行政への手続の99.4%において廃止又は廃止の方向となり、特に認印の押印については、全て廃止される見込みとなりました。

こうした状況を踏まえ、『本市においても市民等からの「様式への認印の押印」については原則廃止する』こととし、不要な押印を求めないことを本方針における基本的な考え方とします。

（「文書への押印の見直し方針」から抜粋）

### ●見直し対象の固定資産評価審査委員会の例規

	対象例規	対象様式数
1	匝瑳市固定資産評価審査委員会規程 ・第1号様式 固定資産評価審査申出書（土地） ・第2号様式 固定資産評価審査申出書（家屋） ・第5号様式 固定資産評価審査申出取下書	3

※匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、匝瑳市議会令和3年6月定例会に議案上程済み

### ●見直しの時期

令和3年7月1日

●改正例

改正前

第1号様式(第12条関係)

固定資産評価審査申出書(土地)

年 月 日

匝瑳市固定資産評価審査委員会 あて

地方税法第432条第1項の規定により、下記のとおり審査の申出をします。

記

審査申出人	台帳上の納税者又は所有者が申出する場合	氏名又は名称	(印)
		住所(所在地)	
		連絡先	
	代表者、管理人、総代又は代理人が申出する場合	区分	1:代表者 2:管理人 3:総代 4:代理人
		氏名	(印)
		住所	
		連絡先	



改正後

第1号様式(第12条関係)

固定資産評価審査申出書(土地)

年 月 日

匝瑳市固定資産評価審査委員会 あて

地方税法第432条第1項の規定により、下記のとおり審査の申出をします。

記

審査申出人	台帳上の納税者又は所有者が申出する場合	氏名又は名称	—
		住所(所在地)	
		連絡先	
	代表者、管理人、総代又は代理人が申出する場合	区分	1:代表者 2:管理人 3:総代 4:代理人
		氏名	—
		住所	
		連絡先	